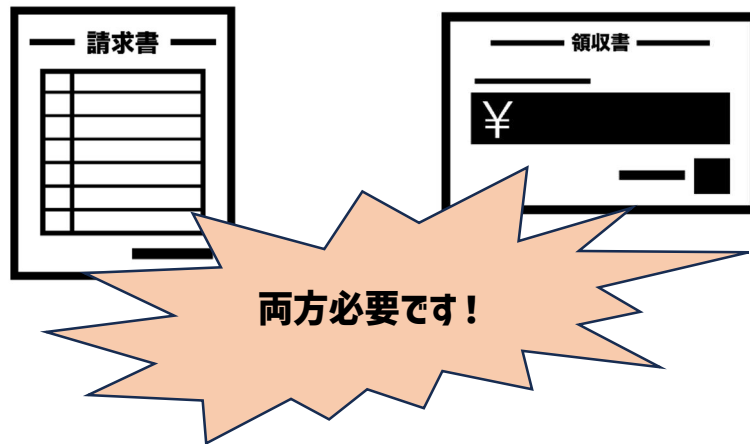


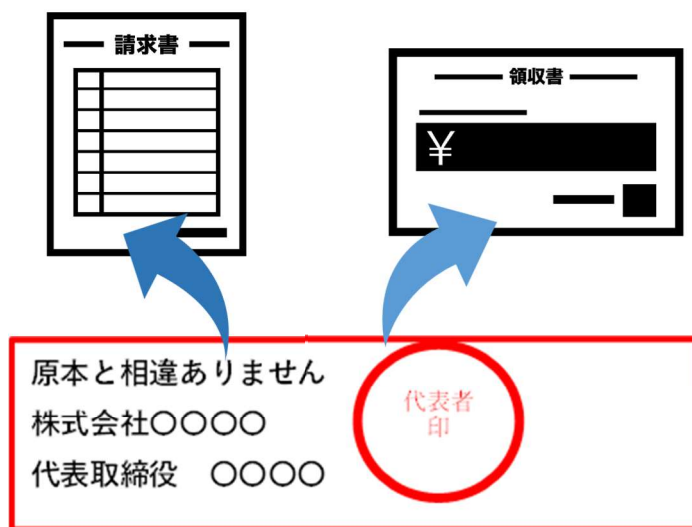
提出前にご確認ください

展示会等出展事業助成金の交付を確定するためには、

出展料金の請求書・領収証の両方のコピーが必要です



いずれも下記のように、余白部分に原本証明をお願いします



代表者印の押印もれ、請求書・領収証のどちらかのみ提出など不備が散見されます。

- ①展示会の主催者が発行したものに限りませす。
- ②銀行振り込みの場合で領収証が発行されていない場合には、振込明細書の写しで代用できます。ただし以下の項目が記載されている場合に限りませす。

- ・ 振込日 ・ 振込依頼人名 (申請事業者名と一致していること)
- ・ 振込金額 (請求書の金額と一致していること)
- ・ 受取人名 (請求書の発行者と一致していること)

※振込明細書についても、必ず原本証明をお願いします。